

第33回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成29年 3月28日(火) 9時22分～10時22分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

諮問第 2号 国の新たな「食糧・農業・農村基本構想」策定に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 非農地証明願いについて

議案第15号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)

上脇 重樹 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻より10分ほど早いようですが、ただ今から第33回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、10番 松下 輝男委員、11番 石坂 務委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第33回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。3月1日には、鶴翔高校の第10回卒業式に出席いたしました。

3月6日には、午前中、鹿児島県農業会議の3月定例常設審議委員会に、

午後からは新坂次長と鹿児島県農業会議の第91回通常総会に出席をいたしました。

また、11日には赤瀬川の段地区において、農地の相談に、松下委員と新坂次長で立会いをいたしました。

続きまして、4月1日から県より権限移譲される、農地法第4条、第5条及び第18条に関する許可等の申請受付の締め切りの変更についてご報告いたします。

これまで、総会を開催する日が属する月の10日としていましたが、総会の議決により処分を行うことから、議案の通知及び公布の日までに審査を完了する必要があるため、総会を開催する日が属する月の前月末に変更いたしました。

また、これに伴い、現地調査の日を原則10日に変更いたしましたので、ご承知おきください。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第2号 国の新たな「食糧・農業・農村基本構想」策定に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

おはようございます。

それでは、諮問第2号、国の新たな「食料・農業・農村基本構想」策定に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」という。）」の変更に係る意見について説明させていただきます。

まず、基本構想とは、市町村が当該区域内において、効率的かつ安定的な農業経営を図るため、その目標や今後の推進方策等に関する基本的な方向を明確にするものであり、県の基本方針の期間につき定めることと規定

されているものです（農業経営基盤強化促進法施行令第2条）。

今回、平成27年3月に策定された国の「新たな食料・農業・農村基本計画」を受け、県の基本方針が平成28年3月に策定され、市町村においても基本構想の見直しを行う必要があります、意見聴取のため諮問させていただきましたところであります。

それでは、具体的な変更点について説明させていただきます。

配布させていただきました「新たな食料・農業・農村基本計画」策定に伴う「市町村基本構想」の変更手順」をご覧ください。

まず「主な見直し検討事項」につきましては、冒頭述べさせていただきました国の「新たな食料・農業・農村基本計画」の策定を受け、県の基本方針を策定・公表したのものによるものであります。

続きまして、「見直しの内容」についてですが、市町村基本構想の項目ごとの見直しポイントについてをご覧ください。この中の「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の見直し、「第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」の追加、「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の一部変更、「第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の一部変更を基本構想（案）の中でそれぞれ変更しております。

主な変更点につきましては、以上のとおりです。お配り致しました新旧対照表、基本構想（案）につきましても、只今説明させて頂いたとおりの変更となっております。

諮問第2号の説明につきましては以上です。よろしくお願い致します。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員（京田 委員）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の5頁になりますが、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標に、年間農業所得が170万円とありますが、所得として170万円が正しい目標なのか、生活レベルとして農業を目指す者としてどうなのか。それに対して例えば補助事業に取り組み250万円に上げる。そのためには施設の整備に補助事業を活用するとか、そこらの検討をされたのか伺います。

農政課（野中 義昭）

1人当たりの所得が170万円を目標とすることですが、今、委員が言われた通り目標として適当なのかとは思いますが。これは、以前の基本構想も170万円程度であり、変更なしで上げたところです。皆様の御意見がもう少し上げた方が良いとなれば、変更も可能であります。

局長（谷口 義美）

補足して説明をいたします。2頁をご覧くださいと思います。一番下の大きな3になりますが、主たる農業従事者1人当たり350万円程度とあります。5頁の分は新規就農者になります。5年後は350万円ですが、スタート時は、170万円となります。青年就農者給付金150万円と合わせて、5年後には独り立ちするという流れになっているところです。

委員（京田 委員）

それも思っただけなのですが、ただ、農業をするにあたって、固定資産を含めての補助事業が、阿久根は手薄いところもあるので、来年度からの検討もしていただければと思ったものですから、質問をさせていただいたところです。

農政課（野中 義昭）

委員からあった通り、補助事業などを多くの事業を青年の方々に周知し

ていただき利用したい人に、利用していただきたいと考えています。

議長 （田嶋 輝男）

新規就農の150万円は、続行されるのですか。

農政課 （野中 義昭）

はい。

議長 （田嶋 輝男）

他にありませんか。

局長 （谷口 義美）

青年就農給付金については、再度確認と言う意味で、話をさしていただきたいと思います。青年就農給付金は45歳までの若年の方で、準備等にも活用できるため、農大等へ行く場合も150万円を2年間活用できます。それからアグリセンターでの1年の研修にも活用できます。それにはJAから15万円、各市町から15万円の合計180万円受け取ることができます。

それから、親元で、直接農業従事となりますと、45歳までの方には、5年間150万円がいただけることになっています。是非近くの方でIターンUターンの方で、農地はあっても、初期において、所得が少なくてもあるいは機械化を進めるためにも活用いただきたいと考えます。加えて、28年度から壮年世代への新規就農者への給付金も立ち上げましたので、55歳未満の方に年間100万円を最大で2年間交付するという事になっています。今年も二人ほど対象者がございまして、申し込みの時期が、12月が半月過ぎての申請であったため、今年度は半分の50万円を、来年度は50万円の2回で100万円を2年間交付することになります。皆様の周りで、新規に就農される方が、何か補助等はないのかと相談があった場合は、ご案内をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

年齢を引き上げることは、検討していないのですか。農協は55歳定年と聞いていますが。定年後の農業は今後増えると考えるので、検討してください。

他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、変更することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第10号についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。農地法第3条の申請は4件であり、所有権移転が3件・使用貸借権設定が1件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

3月15日に7番委員及び10番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施しております。

それでは、整理番号1からご説明させていただきます。

整理番号1 所有権移転について、地図は、1ページから2ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇さんは、現在、妻と母と共に水稻及び甘藷の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、現在耕作はされていませんでしたが耕作可能な農地であり、甘藷を生産されます。なお、今回の申請は、申請人の兄からの贈与による所有権移転であります。

整理番号2 使用貸借権設定について、地図は、3ページであります。

申請人は、阿久根市〇〇に本社を置く「〇〇会社〇〇〇〇〇〇〇〇」であります。

〇〇〇〇〇〇〇〇は、障がい者を雇用して農業の受託作業や自家栽培の野菜及び果物の加工を行うことをメインとしている会社であり、今年4月から会社として本格的に事業を行う予定であります。今回の申請では、加工を行う野菜や果物を作るための農地を確保するため、申請されたものであります。

農業には年間150日程度従事され、職員5名と障がい者5名で作業を行う予定となっております。

貸借期間は、〇〇さんの畑については20年間、〇〇さんの畑については1年間の契約であり、状況を見て更新を行うとのことでありました。

なお、〇〇会社〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人以外の法人となることから「農地を適正に管理していない場合には契約を解除するという解除条件付き」での許可となります。

次に、整理番号3 所有権移転について、地図は、4ページから7ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、びわ及び豆類の生産を行い、年間200日程度、農

業に従事されております。申請地は、耕作地であり、びわ及び豆類を生産されます。なお、今回の申請は母から娘への贈与による所有権移転であります。

次に、整理番号4 所有権移転について、地図は、8ページであります。申請人は、〇〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在妻と共に水稻や野菜の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。申請地は現在耕作されていませんでしたが、耕作可能な農地であり、自家用の野菜を生産されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

2番委員 (松下 委員)

農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告します。

3月15日に「7番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、一部不耕作地もありましたが、聞き取り調査において、しっかり耕作をしていくという意思が確認でき、いずれも耕作可能な農地であると判断してまいりました。

申請人の農機具の所有や就労日数・耕作面積などに問題はなく、営農に意欲的でありました。申請地についても必ず耕作をするとのことで、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

整理番号2については、農地法第3条第3項第1号により、貸借契約を解除する旨の条件が付されていることを条件に、また、その他については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第11号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第11号について、ご説明いたします。

本件は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇を譲受人、〇〇〇〇〇氏を譲渡人、建売住宅を目的とした平成25年〇月〇〇日付けで農地法第5条により許可を受けた転用及び所有権移転について、当該転用の事業の計画を変更することによる農地転用事業計画変更承認申請です。

地図9ページをご覧ください。

〇〇〇〇〇〇〇〇は、当初、申請地を5筆とし、そのうち4筆に建築面積84平方メートルの平家建4棟の居宅、残りの1筆に通路を設置して販売する建売住宅事業を行うとして、第5条許可を受けました。

許可後、申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇への所有権移転登記及び敷地の造成が行われましたが、〇〇〇〇〇〇〇〇は、建売住宅を建築しないまま、一番南側の1棟分の敷地を販売しました。

この敷地を購入された方は、事業計画とは異なる建築面積137.87平方メートルで高さが通常の平家建ての倍近い建物を建築されました。

この建物の影響により、南から2番目の区画は、一日の大半が日陰となっ
てしまい販売が困難となってしまったことから、残りの3区画を2区画に変更せざるを得なくなりました。

また、申請地での建売住宅の販売は困難となっていること、申請地は都市計画用途地域内であり、農地法施行規則第57条第5号へに該当し、宅地分譲での転用許可が認められることから、建売住宅を建築せず宅地分譲で販売する計画に変更されました。

なお、事業計画変更の承認を受ける前に変更行為が行われたことについては、今回の申請書に始末書が添付されております。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

6番委員 (松下 委員)

それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について報告します。

3月15日、7番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地の範囲及び周囲の状況は、当初の計画から変更はありませんでした。

申請地のうち南側区画に設置された建物は、高さが通常の2階建て程度の高さがある平家建てであり、区画の変更はやむを得ないと認められます。

さらに、宅地分譲への目的の変更についても、農地法施行規則第57条第5号「へ」に該当するものであると認められます。

なお、今回の計画変更による近隣農地への影響はないと思われま

また、事業計画変更を承認されないまま事業を施行したことについては、謝罪がなされました。

したがって、調査委員においては、農地転用許可後の事業計画変更の承認は相当であると判断しました。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、事業計画の変更承認であります。調査員の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 12号農地法第5条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。

本件は、一般住宅目的の使用貸借権設定について、第25回総会で許可相当の決議を行い、平成28年8月15日付けで農地法第5条の許可を受

けた申請人からの許可の取消し願いです。

転用許可の取消し願いについては、許可申請と同様に農業委員会が受け付け、内容を確認したうえで県へ進達することとなっております。

農地法第5条許可の取消しに当たっては、対象地の名義人が許可前と同一であること、対象地の現況が農地性を有することが条件となっており、これを確認することとなっております。

名義人が同一であること及び農地性を有することについては、事務局において確認しております。

なお、許可取り消し後については、所有者自らが耕作することを確認しております。

したがって、本件については、許可取消し相当として県に進達することといたしますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可取消し相当として、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第13号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、6件です。

それでは整理番号1から御説明いたします。

地図10ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。
申請地の位置は、市役所から北東へ〇. 〇キロメートル、〇〇〇〇の東側
です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模
の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇県〇〇市に居住されている〇〇〇〇〇氏です。

譲受人は、出身地である本市に帰郷されることから、自己居住用の一般住
宅を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と
共に市道側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号2について、御説明いたします。

地図11ページをご覧ください。

本件は、駐車場用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から東へ約〇. 〇キロメートルのところでは
す。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満のその他の農地であり、
第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、自家用車及び来客用車両用の駐車場とするため、本件を申請
されました。

申請地は、整地が行われ駐車場として使用されます。

申請地の雨水は、西側の通路に設置されている排水路を經由して県道側
溝へ流下されます。

続きまして、整理番号3について、御説明いたします。

地図12ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権の移転で
す。

申請地の位置は、市役所から南へ約〇〇〇メートル、〇〇〇法人〇〇〇
〇〇〇〇〇〇の北側です。

申請地は、都市計画用途第1種中高層住居専用地域内にある農地であり、

第3種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在、〇〇区に居住されていますが、身体障害者である長女の介護が必要であることから、長女が居住する居宅に隣接する申請地に自らが居住する一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、建物が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号4について、御説明いたします。

地図13ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇の南側です。

申請地は、都市計画用途第1種低層住居専用地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在、借家住まいであることから、自らが居住する一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、建物が建築されます。

申請地の雨水は、敷地内の排水路を経由し市道側溝へ流下されます。

続きまして、整理番号5について、御説明いたします。

地図14ページをご覧ください。

本件は、オープンカフェ及び駐車場用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇の東側です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇〇〇市に居住されている〇〇〇氏です。

譲受人は、現在、〇〇〇〇市の借家に居住している会社従業員ですが、

申請地の隣接地及び当該地に建っている居宅を購入し、居宅を店舗兼居宅に改築してオープンカフェ付きの飲食店を開業するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、オープンカフェ及び駐車場として使用設置されます。

なお、申請地の一部は、転用許可を受けないまま、建物が設置され、碎石が散布されています。このことについては、申請書に始末書が添付されております。

申請地の雨水は、整地により西側水路へ流下されるよう調整されます。続きまして、整理番号6にいて、御説明いたします。

地図15ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から東へ〇.〇キロメートルのところ です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇県〇〇市に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、出身地である本市に帰郷されることから、自己居住用の一般住宅を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、建物が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

7番委員 (高原 委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、報告します。

3月15日、10番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

申請地周辺は、北側及び西側は市道、東側は山林、南側は農道でした。

計画されている一般住宅は、平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、流水処理は市道側溝へ流水させることで問題ありません。

よって、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかったこと、平成28年8月に受けている同様の許可については議案第12号で許可の取消し願いが提出されていることから申請地以外に適地はないと認められます。

したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号2につきまして、申請地周辺は、北側は畑、東側及び西側は宅地、南側は通路でした。

計画されている駐車場は、工作物等を設置しないこと、整地により敷地の雨水は通路側に流水させることで問題ありません。

よって、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保されることはできなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。

したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号3につきまして、

申請地は、土地区画整理事業が行われた区域内であり、都市計画用途地域内です。

計画されている一般住宅は、平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、敷地の流水は、市道側溝へ流下されることから問題ありません。

よって、隣接農地への悪影響はないと判断しました。

したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号4につきまして、申請地は、都市計画用途地域内です。

計画されている一般住宅は、平家建てであり、境界から一定程度離して

建築されること、敷地の流水は、市道側溝へ流下されることから問題ありません。

よって、隣接農地への悪影響はないと判断しました。

したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号5につきまして、申請地周辺は、北側は原野化し農地性を失っている田、東側は里道、南側は里道及び宅地、西側は水路及び宅地でした。

計画されているオープンカフェ及び駐車場は、工作物を設置しないこと、敷地の流水は、整地により西側水路へ流水されることで問題ありません。

よって、隣接農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請は、隣接地の建物の機能を拡充して行われる事業によるものであり、既存施設の拡張に該当しますので、申請地以外に適地はないと認められます。

したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号6につきまして、

申請地周辺は、北側、東側及び西側の一部は畑、それ以外は宅地でした。

計画されている一般住宅は、平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、隣接する畑との境界にはよう壁を設置すること、流水処理は市道側溝へ流水させることで問題ありません。

よって、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。

したがって、許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

整理番号6については、入り口が無いように図面ではなっていますが、教えてください。

事務局 (上脇 重樹)

15ページの地籍図により説明します。赤色が申請地になりますが、下の雑種地33㎡及び〇〇〇〇番地〇の〇〇〇. 〇〇㎡の宅地を合わせて市道からの、乗り入れ口になっています。〇〇〇〇さんと申請人は親族であり、車両はそこを通ります。人については、雑種地の所から階段を付けて、出入りするとのことです。

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 9 議案第 14号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10 議案第 15号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第3号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年4月3日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第15号平成29年農用地利用集積計画

書第3号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

11番委員 (石坂委員)

小さいことですが、1頁整理番号2の経営面積と、集積面積に関連性が無いようですが、説明をお願いします。

局長 (谷口 義美)

協議会にしてください。

議長 (田嶋 輝男)

協議会にします。

(~ 協議会 ~) 10:15~10:20

議長 (田嶋 輝男)

本会に戻します。

議長 (田嶋 輝男)

他にありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:22